

## 8 工事の概要、機器のメニューごとの条件及び必要書類

### エ 小型ポータブル蓄電池（小型可搬式）の購入

メニューごとの条件

持ち運びが可能な太陽光パネル（補助金の交付申請より前に購入していること）を利用して充電できること。  
蓄電容量が400Wh以上で、交流（AC）100V出力端子を備えたもの。  
機器は、未使用のものを購入すること。

#### 申請に必要な書類

（注）提出書類は可能な限りA4サイズに統一し、ホチキス留めはせずにご提出ください。

必ず、工事完了後に申請してください。各様式は区ホームページよりダウンロードできます。

- ・ 交付申請書兼請求書【様式1】
- ・ 申請時チェックリスト【様式2】
- ・ 小型ポータブル蓄電池の購入に係る内訳が記載された領収書及び領収書内訳書の写し  
メーカー名、品番が記載されているものをご提出ください。  
領収書の宛名は必ず申請者名としてください。  
購入費の全額が記載された領収書が必要です。
- ・ 持ち運び可能な太陽光発電パネルの購入に係る領収書及び領収書内訳書の写し  
メーカー名、品番が記載されているものをご提出ください。  
領収書の宛名は必ず申請者名としてください。  
購入費の全額が記載された領収書が必要です。
- ・ 小型ポータブル蓄電池のメーカー、規格、性能等が分かるカタログ、パンフレット等の写し  
メーカーのホームページを印刷したもので可能です。
- ・ 持ち運び可能な太陽光パネルの規格・性能等がわかるカタログ、パンフレット等の写し  
メーカーのホームページを印刷したもので可能です。
- ・ 小型ポータブル蓄電池購入後の写真  
蓄電池全体とメーカー名、品番が明確に読み取れるものをご提出ください。
- ・ 持ち運び可能な太陽光パネルの写真  
パネル全体とメーカー名、品番が明確に読み取れるものをご提出ください。
- ・ 申請者の住所が確認できるものの写し  
（運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本・コピー可））  
社会保険証やパスポート等に住所が手書きで記載されているものは認められません。  
マイナンバーカードの写しを提出する場合は、必ず表面のみご提出をお願いします。  
（裏面の個人番号部分のコピーは提出しないでください。）
- ・ その他、区長が必要と認めるもの  
審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。